

〈調査報告〉

ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(6)

西 津 政 信

下掲表1の再修正版全体計画(2015年12月1日現在)に従い、2015年3月7日から26日にわたり実施した本調査研究に係る第6次現地調査の概要は、以下のとおりである。

表1：調査実施予定都市と調査予定時期

調査時期	対象都市1	対象都市2	対象都市3ほか
2013年8-9月	ポツダム	マクデブルク	
2014年3月	ヴィースバーデン	ミュンヘン	
同年8-9月	ハンブルク	キール	
2015年3月	デュッセルドルフ	エアフルト+ゴータ	ベルリン/行政区
同年8-9月	ハノーファー	ドレスデン	
2016年3月	シュトゥットガルト*	ハノーファー*	
同年8月	ブレーメン	シュヴェリーン	
2017年3月	マインツ	(ザールブリュッケン)	

注*：今回の報告に係るもの。なお、ザールブリュッケン市については、同市下級建築監督官庁から本調査依頼に対する返信がなかったため、今次調査において調査日程を設定することができず、第8次調査に持ち越すこととした。

I シュトゥットガルト市

シュトゥットガルト市（以下、「シュト市」と略称）は、ドイツ連邦共和国の西南部に位置するバーデン・ヴュルテンベルク州の州都であり、2016年3月末時点の人口は、約60.5万人である。ネッカー川に沿った盆地上の峡谷に発達した起伏の多い都市で、ダイムラー、ポルシェ、ボッシュなどドイツを代表する企業の本社や関連産業が立地するドイツ有数の工業都市である。他面では、中央駅からもブドウ畑が眺められるほど、ブドウ栽培やワイン生産も盛んな農業地域の中心都市でもある。シュトゥットガルトという集落名が史料に現れるのは、1160年頃とされており、1250年頃にヴュルテンベルク伯ウルリヒ1世によって都市に昇格してから、伯領ないし公領の中心として発展、手工業の中心となった。18世紀後半カール・オイゲン公の下に栄え、次いでナポレオン1世下のヴュルテンベルクの領土拡大とともにその中心都市となり、19世紀後半に始まる工業化と鉄道網の発達につれて今日の繁栄の基礎が形成された。

シュト市建築法課（Baurechtsamt）への往訪調査は、2016年3月22日（火）の10～12時に実施し、先方は建築法課長（Amtsleiter）のライナー・グレント氏であった。

1. 強制金及び強制拘留の適用状況ほか

シュト市建築法課では、三種類の法定強制手段（強制金、代執行及び直接強制）のうちでは、義務者に対する侵害を最小限にする強制金を最優先に適用している。

また、同課においては、建築法違反行為の是正手続として、緊急性のある事案を除いて、期限付き是正命令（Anordnung）を発出した後、当該期限までに命令が履行されていないことを現地で確認した場合に、第二段階の措置として期限付きの強制金戒告（Androhung）を発し（本稿末尾の参

考資料1参照), これにも従わない場合は賦課決定 (Festsetzung) を行うという運用がなされており, この点は, 強制金戒告付き是正命令を発することにより, 強制金戒告と是正命令を一本化している他の自治体とは異なる実務運用がなされている。

2012～2015年の4年間の強制金の適用実績(総計)は, 次表2のとおりである。

表2：シェト市の最近4年間の強制金の適用実績

	戒告書発送件数	戒告書発効件数	賦課決定件数	強制徴収件数
建築法違反関係	74件	65件	48件	11件
建築許可関係	55件	45件	10件	1件

このうち, 戒告書発送件数は, 建築法課において強制金の戒告書を実際に作成し, 発送した件数であり, 戒告書発効件数は, 当該発送件数から同戒告書が到達する前に違反是正がなされ, これにより手続が中止された件数を差し引いた, 同戒告書が有効に到達し, 発効した件数である。

強制金の戒告書の発効によって, 具体的な強制金の威嚇力が発現されているとすれば, 強制金の「戒告書の発効」から強制徴収に至るまでの一連の強制金の適用手続過程における目的達成率(命令に係る義務の履行による手続中止の実現率)は, 違反建築などの建築法違反関係分については, $(65 - 11) / 65$ で約83%となり, 建築許可手続分も含めれば, $(110 - 12) / 110$ で約89%となる。

また, 強制金適用業務の開始段階にあたる強制金の「戒告書の作成及び発送」から強制徴収に至るまでの一連の強制金の適用手続過程における目的達成率は, 違反建築などの建築法違反関係分については, $(74 - 11) / 74$ で約85%となり, 建築許可手続分も含めれば, $(129 - 12) / 129$ で約91%となる。

強制金の戒告から賦課決定までの手続は建築法課で実施し、賦課決定された強制金の強制徴収手続は市の会計課（Stadtkasse）で実施している。

強制金の戒告額は、個別の事案ごとに、①違反による経済的収益の額、②故意によるものか過失によるものかといった違反行為の悪質さの程度などを勘案して羈束裁量により設定しているが、過料カタログに相当するような強制金戒告額の算定基準はシュト市においても作成されていない。そのような算定基準の必要性は、建築監督行政担当者の間でも議論されてきてはいるが、様々な実務的な困難性もあり実現に至っていないとのことである。

強制金の具体的適用事例として、グルント課長から提供された強制金の戒告書及び賦課決定書を、本稿末尾の参考資料1及び同2に掲げる。

また、建築法に係る過料の適用も下級建築監督官庁たる建築法課の所管である。過料の適用において、違反是正を引き延ばす悪質な違反者からは、そのような引き延ばしによって得られた違法収益を過料によって徴収するといった強制金と過料の連携的な適用については、後掲のとおり過料の適用実績は非常に限定的であり、必ずしも十分なかたちでは行われていない。

なお、強制金を補完する強制手段としての強制拘留（Zwangshaft）の適用実績は、シュト市においてグルント課長が勤務した過去30年間にわたり皆無であり、同市の周辺地域（Region）においても全く適用されていないとのことである。

2. 代執行の適用実務運用

シュト市建築法課による2012～2015年の4年間における代執行の執行実績は、1件のみである。

当該事案は、所有者が居住している危険な老朽家屋について修復を命じたが、所有者は社会保障で生活しており、修復工事を行うことができなかつたため、代執行を実施せざるを得なかつたとのことである。代執行費用に

については、義務者の居住権を尊重してただちに強制徴収手続を執行するのではなく、事後的に強制徴収手続として当該家屋の土地を対象として債権を設定し、相続後に相続人に支払わせるか土地を売却してその代金から市に返済させるかたちで徴収する予定とのことである。

バーデン・ヴュルテンベルク州行政執行法では、その他の多くの州とは異なり、代執行費用の事前徴収制度は設けられていないため(同法25条)、代執行費用を事前徴収することはできず、わが国と同様に事後徴収ができるのみである。ただし、代執行費用の見積額については、代執行の戒告において義務者に明示することとなる(同法20条5項)。

上掲のように代執行の適用実績が少ないのは、グルント課長によれば、強制手段として義務者に対する侵害性の少ない、すなわち義務者による義務履行方法の選択の余地をより広く残す強制金を優先的に適用するという基本方針に沿っているからであり、事後的費用徴収の困難性がその主たる要因ではないとしている。

3. 直接強制としての封印措置の適用状況ほか

シュト市建築法課による2012～2015年の4年間における封印措置(Versiegelung)の適用実績は、総計12件であった。

このうち11件は、違反建築工事の中止命令に従わず、強制金も奏功しなかったものについて執行したものであり、他の1件は、住宅が売春宿に転用された事案で多額の経済収益が見込まれる事案について、最終的に使用中止を強制するために封印措置を執行したものである。

封印措置の事前手続としての戒告(Androhung)や決定(Festsetzung)の要否については、州建築法の注釈書においても、建築法執行官庁は州行政執行法20条により、建設機械等の差押えとともにその実施に先立ち戒告を行うべきものとしているもの⁽¹⁾がある一方、複数の州上級裁判所の

(1) Sauter usw. (2015) § 64 Randnummer (Rdnr.) 45.

判例を引用して不要とする解釈を示すもの⁽²⁾もある。

この点、シュト市建築法課では、即時執行 (Sofortiger Vollzug) の場合を除き、州行政執行法上の強制手段としての直接強制の適用のために必要とされる戒告及び決定を経て、封印措置の実施ができるという解釈に立脚して、実務運用を行っているとのことである。このことは、グルント氏により公刊されている文献⁽³⁾においても、建築中止命令の例における封印措置の戒告例として示されている⁽⁴⁾。

具体的な事例として、シュト市建築法課による封印措置の戒告付き建築中止命令書の仮訳を、本稿末尾の参考資料3に掲げる。

この論点については、既発表の別稿において詳述している⁽⁵⁾ので再説は避けるが、前掲州建築法注釈書のうちの前者の解釈及びシュト市建築法課の解釈が適正手続原則にも実務運用上の要請にも適合的であるものとして支持したい。

4. 建築法上の秩序違反行為に対する過料の適用状況ほか

2012～2015年の4年間における過料の適用実績は、建築法違反に係るものは適用実績がなく、建築許可に係る過料決定が3件、過料の総額として10,300ユーロにとどまっている。すなわち、徴収された過料額は、平均して約3,430ユーロ（州建築法上の過料の上限額は10万ユーロ）であり、必ずしも最も重大悪質な事案というわけでもない。

建築法関連の過料の適用が、このように極めて限定的な適用実態となっている理由として、グルント課長は、次の二点を挙げている。すなわち、①過料手続の執行にはかなりのマンパワー（人件費等）を必要とするため、そのような少なからぬ労力の投入によって得られる過料額との兼ね合いか

(2) Schlotterbeck usw. (2016) § 64 Rdnr. 21.

(3) Grund (2015)

(4) dito, Rdnr. 210.

(5) 西津 (2016b) 51-54頁

ら、「経済的合理性」を欠く場合が多く、建築法課としても限られた人員体制のもとで、付随的な行政制裁処分としての過料手続に注力しにくいこと、②過料決定に異議申立て(Einspruch)が提起され、区裁判所(Amtsgericht)に事案が係属すると最終的な過料の収入額は、市ではなく州に帰属することがあるとされている。

なお、上掲の3件の過料決定に対しては、異議申立ては提起されていない。

5. 建築監督執行に係る行政組織及び公務員養成実務実習の概要

建築法課では、是正命令や強制手段の戒告・決定、過料に係る処分などの法執行業務は、建築技師などの技術系職員と行政職の職員が、事案の発生の都度、2名一組でチームを組んで協働するかたちで対応しているとのことである。また、取消訴訟への対応などの争訟関係業務は、3名のVolljuristが担当しており、外部の弁護士などに業務を委託することは行われていない。

建築法課の組織図を、本稿末尾の参考資料5に掲げる。

ルートヴィヒスブルク及びケールに所在する州立公行政・財務専門大学では、3年間にわたり理論と実務を交互に履習させる行政職官吏の養成教育を行っており、同大学を卒業すると行政管理学士の資格を得ることができる。ただ、シュト市では州内の別の養成機関や他州の行政専門大学を卒業した者なども採用の対象となりうる。本調査の時点で、建築法課では、2.5の行政職のポストを公募している。

実務実習生の受け入れについては、2016年にシュト市全体で25名、建築法課で4名を受け入れる予定とのことである。建築法課での実務実習の内容としては、建築監督上の強制執行に係る公文書の作成を職員の監督のもとで行わせることも行っている。

また、建築法課では、建築監督業務に係る公文書の迅速な作成のため、市で約20年前に特注して導入した公文書作成支援ソフトウェアである

BAURISを使用しており(メインメニューの画面を本稿末尾の参考資料6に、個別事案情報の画面を参考資料7に、建築許可申請のデータ一覧画面を参考資料8に、それぞれ掲げる。)、上掲の州立公行政専門大学の実務実習においても活用されるとのことである。

II. ハノーファー市

ハノーファー市(以下、「ハノ市」と略称)は、ドイツ連邦共和国の北西部に位置するニーダーザクセン州の州都であり、2015年6月末時点の人口は、約55万人である。

同市は、州政府・諸官庁や州議会のある官庁都市であるとともに、多数の教育・研究機関が立地する文教都市でもあり、かつ、機械、車両、電機、化学等の近代的工業の発達した工業都市でもある。1947年以来毎年開催されている世界最大級の産業見本市でも有名である。内陸都市ながら運河もあり、国際空港も擁して交通・運輸の便が良い。歴史的には、ライネ川にのぞむ市場町として12世紀末頃から発展し、1241年にブラウンシュヴァイク公の下で都市権を認められた。14世紀には自治都市としてハンザ同盟にも加入し、経済的にも繁栄したが、三十年戦争で打撃を受け、政治的自立性も失った。1636年ブラウンシュヴァイク公が王宮をここに移し、以後ブラウンシュヴァイク公(一般にはハノーファー公と呼ばれ、1692年に選帝侯の資格を得る。)の宮廷都市として発展した。1714年ハノーファー選帝侯ゲオルク・ルートヴィヒがイギリス国王ジョージ1世となり、以後1837年までハノーファー選帝侯国とイギリスとの間に同君連合の関係が続いた。1866年ハノーファー王国はプロイセンに併合され、1945年までプロイセンの地方行政都市の地位に甘んじたが、ハノーファーの工業化はこのプロイセン時代に、北ドイツを東西に結ぶミッテルラント運河が市の北部近郊を通過するかたちで建設されたことを契機として大きく進展

した。市街は第2次大戦中大きな被害を受けたが、戦後近代都市として再生し、市内に湖や多数の広大な公園を有し、緑の大都会とも呼ばれている。

ハノ市建築秩序課（Bereich Bauordnung）への往訪調査は、2016年3月29日（火）の10～12時に実施し、先方は計画・都市開発局建築秩序課のマルコ・ザムラント氏（建築監督担当）及びハンス＝アヒム・ケルバー氏（屋外広告物規制及び歴史的建造物保護担当）であった。

1. 強制金及び強制拘留の適用状況ほか

ハノ市において最も重要な建築監督上の強制手段は強制金（Zwangsgeld）であり、通常、建築法違反行為の是正命令に併せて強制金の戒告がなされ、命令の後に強制金戒告が分離したかたちで発出されることは希であるとのことである。

強制金の適用に至る過去4年間（2012～2015年）の建築監督手続の実績件数は、次表3のとおりである。

このうち、建築監督手続件数とは、違反建築が建築秩序課によって発見され、建築法上の監督手続が開始された事案の件数である。

命令履行件数は、当該年においては是正命令が履行された件数であるが、当該年に建築監督手続が開始されたもののみでなく、当該年以前に当該手続が開始されたものも含まれている。

下掲の適用実績データによれば、第1次賦課決定処分までの強制金戒告付き是正命令の目的達成率は、2012年で約80%、2013年で約72%、2014年で約74%、2015年で約73%、2012～2015年の総計で約76%となる。また、第4次賦課決定処分までの強制金手続による目的達成率は、2012～2015年の総計で約99%となる。

なお、ハノ市においては強制金の強制徴収は、建築秩序課の所管事務ではなく、同市の会計課（Stadtkasse）が所管しているため、正確な強制徴収の件数は把握できていないが、戒告件数全体の5%程度に過ぎないとし

表 3：ハノ市の最近 4 年間の建築監督手続の適用件数

	2012年	2013年	2014年	2015年	総計
建築監督手続件数	776	733	729	622	2,860
是正命令に係る聴聞	447	235	248	247	1,177
強制金戒告付き是正命令の発出件数	136	95	58	55	344
第1次賦課決定件数	27	27	15	15	84
第2次賦課決定件数	8	9	5	7	29
第3次賦課決定件数	3	4	6	0	13
第4次賦課決定件数	1	1*	2	0	4
強制徴収実施件数	?	?	?	?	?
命令履行件数（繰越分含む。）	487	379	321	297	1,484
建築監督手続外での解決事案件数	322	283	244	208	1,057
監督手続最終結案件数	734	697	623	605	2,659
異議申立提起件数	4	11	7	?	?
取消訴訟提起件数	0	3	1	?	?

* 注：この 1 件は、強制金から代執行に強制手段を最終的に変更して決定されたものである。また、本表のデータには、屋外広告物及び歴史的建造物に係る事案も含まれている。

ている。

強制金の戒告額については、義務者に義務履行に向けた最適なプレッシャーとなるような額を設定する必要があるとしているが、ハノ市においても過料カタログのような強制金の戒告額の算定基準は作成されていない。このため、違反事案ごとにケースバイケースで強制金の戒告額を算定しているが、過去の類似事案における先例を勘案して設定している。その際、違反建築物による違法な収益額も参酌され、当該収益額を上回る実効的な戒告額が設定されている。しかしながら、秩序違反行為による違法収益額を重要な算定基準としている過料カタログを直接的に参照することは、実務上行われていないとのことである。

また、違反是正を遅延させて違法収益額を蓄積させる悪質な違反者に対

して、違法に蓄積された収益額をはく奪するような過料を科す実務運用について質したところ、確かにそのような運用が望ましいとするも、後述のとおり、現在の同課の職員体制では、過料事務を担当すべき職員が確保できていないため、そのような強制金と過料の連携的な実務運用も残念ながら実現できていない状況にある。そのため、目下人員の拡充によって、過料の執行事務も適正なかたちで行えるような執行体制の再構築を進めているとのことである。

なお、強制金を補完する代償強制拘留（Ersatzzwangshaft）の適用実績は、ザムラント氏が認知している限りの過去に遡ってもないとのことである。

2. 代執行の適用実務運用

ハノ市建築監督業務においては、代執行の適用実績は僅少であり、最近の状況は前述のとおり2013年に1件行われたのみである。この代執行の適用事案は、建物の外壁が剥落して危険な状況にあったものについて、代執行の戒告・決定を行ったがその実施に至る前に義務者が修復工事を実施して解決されたとのことである。

このように代執行の適用が僅少である理由については、ザムラント氏は、代執行の適用実施には多大の労力及びコストを要し、また、義務者から費用を十分徴収できない場合は、市の財政上の負担を生ずる可能性があるため、どうしても代執行を行わざるを得ない場合を除いては、強制金による義務履行強制を原則とするとしている。

また、特に危険性や緊急性の高い事案について応急対策工事や使用禁止を行うための即時執行（sofortiger Vollzug）の適用については、前述の外壁の剥落に関する事案についても即時執行を適用する選択肢もありえたとしつつ、即時執行を適用する前提としての違反建築物の危険性や緊急対応の必要性の認定については、十分な行政調査が必要であるとしている。

また、ニーダーザクセン州行政執行法70条1項により、作為、受忍又は

不作為を命ずる行政行為に係る行政強制の根拠法とされているニーダーザクセン州公共安全秩序法66条2項に規定されている代執行費用の事前徴収制度を、その間接強制効果に着目して活用することについては、義務者側も争訟などの法的救済手段を提起して争うことなども想定されるため、強制金の適用によって間接強制を行う方が義務履行確保の実現に向けてはより適合的であるとしている。

3. 直接強制としての封印措置の適用状況ほか

ハノ市建築監督行政における封印措置（Versiegelung）ないし建設機械等の差押え（Sicherstellung）の適用実績も、ザムラント氏が認知している限りでは皆無であるとしている。その理由として、違法な建築工事部分を区分して封印措置を施すことが難しい場合も少なくなく、違法な工事や使用の中止命令（現場において口頭で先ず命じ、事後に命令書を発出する運用がなされることが多い。）も強制金で強制することができるためとしている。これに関し、例えば、キール市におけるスポーツ賭け施設（Wettbüro）に対する封印措置の実施事案に類似するものはないか質したところ、カフェなどの合法的な飲食物提供施設が併設されているような場合には、合法的な使用に係る建物部分まで封印することは過剰な強制執行となるため封印措置の実施は困難となりうるとの回答があった。ただし、ハノ市の他の部局で違法なゲームセンターのゲーム機器類を対象に封印措置を講じたケースは過去にあったと側聞しているとのことであった。

封印措置等の事前手続たる戒告の要否については、州建築法の注釈書で戒告を行わずに封印措置を実施しようとしているものがある⁽⁶⁾。他方で、州公共安全秩序法第6章では、直接強制については、その戒告に関し一般規定たる65条2項及び70条1項のほかに、特に74条1項1段においても（原則的に）その適用前の戒告を要する旨を規定している。この点、ハノ市の

(6) Große-Suchsdorf usw. (2013) § 79 Rdnr. 141.

建築監督実務上は、危険性及び緊急性が高い事案については、即時執行により命令、戒告等を前置せずに封印措置を講ずることは可能である。しかし、時間的余裕がある事案においては、原則的に直接強制に必要な事前手続たる戒告及び封印措置の決定を経たうえで、封印措置を実施することが望ましいと考えており、今後その方向で封印措置の適用を検討中の事案があるとの回答があった。

また、封印破棄行為（Siegelbruch）は、ハノ市の他の部局でも実際に確認されており、悪天候のせいにも多いためである。このような行為への対策として、当方より封印措置現場への防犯カメラの設置に加え、その設置費用についても義務者から徴収することが有効ではないかと提案したところ、興味深い発想であるとして賛同を得た。

4. 建築法上の秩序違反行為に対する過料の適用状況ほか

建築秩序課は、過料決定の発出などの建築法上の秩序違反行為に対する過料の適用事務（過料の徴収事務も、強制金と同様に会計課の所掌事務となる。）も所管している。しかしながら、現在のハノ市の人事政策上同課の職員数が十分に割り当てられていないため、過料の適用事務までをカバーすることができず、近年の過料の適用実績は皆無に近い状況にあるとのことである。

5. 建築監督執行に係る行政組織及び公務員養成実務実習の概要

ハノ市の計画・都市開発局の組織図は、参考資料9に掲げるとおりであるが、このうち、ザムラント氏（行政職）が統括しているセクションは、61.35の法事務班であり、ケルバー氏（建築職）が統括しているセクションは、61.36の建築保全・歴史的建造物保護班である。この両セクションで、上掲の強制執行手続（主に公文書作成）に従事している公行政専門大学を卒業した行政職官吏は、約10名である。現場における建築監督業務は、

技術系職員が担当している。両セッションには、法律専門職員（Volljurist）は配置されておらず、異議申立てに関する手続は、61.35の法事務班の行政職職員が処理するが、取消訴訟に関する事務は、市の別の部局に配属されている法律専門職員が担当している。

ニーダーザクセン州公行政専門大学の実務実習生の受け入れは、ハノ市の他の部局では行っているが、上掲の両セッションでは、以前（2009年ないし2010年頃）は行っていたが、最近では行っていない。

公文書作成支援ソフトウェアは、上掲両セッションでも活用しているが、ハノ市が特注したものではなく、他の自治体でも使用されている汎用タイプのものである。

【付記】本調査研究は、JSPS 科研費25380031の助成を受けたものです。

【引用・参考文献】

App, Michael (1991) *Die Verwaltungsvollstreckung im Baurecht*, Juristische Arbeitsblätter 1991 S. 351-355.

Böhrenz, Gunter/ Siefken, Peter (2008) *Niedersächsisches Gesetz über die öffentliche Sicherheit und Ordnung (Nds.SOG) mit Ausführungsbestimmungen und Erläuterungen für Praxis und Ausbildung*, Pinkvoss Verlag.

Große-Suchsdorf, Ulrich/ Breyer, Erich/ Burzynska, Manfred/ Dorn, Thomas/ Kaellander, Gerd/ Kammeyer, Hans-Ullrich/ Mann, Thomas/ Stiel, Arnd/ Wiechert, Reinald (2013) *Niedersächsische Bauordnung Kommentar*, 9. Auflage, C.H.Beck.

Grund, Rainer (2015) *Bauaufsichtliche Eingriffsverwaltungsakte, Allgemeines Prüfungsschema und einzelne bauaufsichtsrechtliche Anordnungen einschließlich notwendiger Nebenentscheidungen*.

Osburg, Horst/ Volmer, Klaus (1983) *Verwaltungsvollstreckungsrecht Niedersachsen*,

ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(6)

Schlütersche Verlagsanstalt und Druckerlei.

- Rasch, Ernst (1989) *Die Versiegelung – ein Instrument der Bauaufsicht*, Baurecht 1989, S.1-4
- Sauter, Helmut/ Holch, Paul/ Krohn, Hans-Jürgen/ Imig, Klaus/ Kiess, Adolf/ Hornung, Volker/ Keßler, Andrea (2015) *Sauter Landesbauordnung für Baden- Württemberg Kommentar*, Band 1, 3. Auflage, 47. Lieferung, Stand: Juli 2015, Verlag W. Kohlhammer.
- Schlotterbeck, Karlheinz/ Hager, Gerd/ Busch, Manfred/ Gammerl, Bernd (2016) *Landesbauordnung für Baden-Württemberg (LBO) und LBOAVO Kommentar*, 7. Auflage, Richard Boorberg Verlag.
- 総務省地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会 (2013)『地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会報告書』(総務省自治行政局)
- http://www.soumu.go.jp/iken/gyousei_jikkousei_kakuho.html (2016/7/20アクセス)
- 西津政信 (2014a) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(1)」愛知大学法学部法経論集 198号 175-227頁
- Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003177/>
- 同上 (2014b) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(2)」愛知大学法学部法経論集 200号 43-86頁
- Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003512/>
- 同上 (2014c) 「行政上の義務違反に対する制裁」『ジュリスト増刊 行政法の争点』(有斐閣) 98-101頁。
- 同上 (2015a) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(3)」愛知大学法学部法経論集 202号 221-274頁
- Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003975/>
- 同上 (2015b) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(4)」愛知大学法学部法経論集 204号 251-326頁
- Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00004968/>
- 同上 (2016a) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査

研究報告(5) 愛知大学法学部法経論集206号91-151頁

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00005981/>

同上 (2016b) 「ドイツの建築規制における封印措置等の法制度及び実務運用」 行政法研究 13号43-88頁

同上 (2012) 『行政規制執行改革論』(信山社出版)

同上 (2006) 『間接行政強制制度の研究』(信山社出版)

【主要関連参照条文・仮訳】

○バーデン・ヴュルテンベルク州行政執行法

第12章 異議申立て及び取消訴訟に係る執行停止効の不発生

行政強制において取られる措置に対して提起される異議申立て及び取消訴訟は、執行停止効を生じない。この場合においては、行政裁判所法第80条第4項から第7項までの規定を準用する。

第3章 その他の作為、受忍又は不作為の義務を課す行政行為の強制

第1節 総則

第18条 強制執行の種類及び方法

金銭の支払を除く作為、受忍又は不作為の義務を課す行政行為は、強制手段により強制執行される。

第19条 強制手段

(1) 強制手段は、次のものとする。

1. 強制金及び強制拘留
2. 代執行
3. 直接強制

(2) 複数の種類の強制手段の適用が想定される場合においては、執行官庁は、可能な限り義務者及び公共の利益への侵害が最小限となるような強制手段を適用しなければならない。

(3) 強制手段の適用によって、強制執行の目的外のものと認められる不利益を生じてはならない。

(4) 強制手段は、行政行為に係る義務が履行されるまで、又は他の方法によりその目的が実現されるまで、反復し、あるいは継続して適用することができる。

第20条 戒告

(1) 強制手段は、その適用に先立ち執行官庁によって書面により戒告されなければならない。義務者に対しては、戒告において義務履行のために相当の期限を定めなければならない。受忍又は不作為の義務を強制すべきときは、期限を定めることを要しない。

(2) 戒告は、強制執行されるべき行政行為と併せて行うことができる。

- (3) 戒告は、特定の強制執行手段について行わなければならない。複数の強制執行手段を戒告する場合には、いかなる順序で適用されるかを告知しなければならない。
- (4) 強制金は、特定された金額により戒告しなければならない。
- (5) 代執行を戒告する場合には、当該戒告において費用の見積額を提示しなければならない。

第2節 個別の強制手段

第23条 強制金

強制金は、10ユーロ以上50,000ユーロ以下の範囲で書面により決定する。

第24条 強制拘留

- (1) 強制金が適用困難な場合においては、強制金の戒告において強制拘留の適用が警告されているときは、行政裁判所は執行官庁の申立てにより、執行債務者の聴聞を行った上で、強制拘留の命令を発することができる。行政裁判所は、強制拘留の命令を発するに際しては、申立てを行った行政庁、義務者及び拘留の理由を明記した拘留命令書を作成しなければならない。拘留命令を執行するには、事前の当該命令書の送達を要しない。
- (2) 強制拘留は、1日以上2週間以内とする。
- (3) 強制拘留は、執行官庁の申立てにより、司法行政により執行されるものとする。この場合においては、民事訴訟法第802g条2項及び802 h条の規定を準用する。

第25条 代執行

代執行は、執行官庁又は執行官庁から委託された第三者が、義務者の費用負担により、行政行為によって課される代替的作為義務を強制する。

第26条 直接強制

- (1) 直接強制は、単純な有形力の行使、有形力行使の補助手段又は武器の使用による人又は物に対するあらゆる作用をいう。武器の使用は、それが法律の明文により認められている場合に限り許容される。
- (2) 直接強制は、強制金及び代執行では目的を達せられない場合又はこれらの適用が困難な場合にのみ、適用することができる。

- (3) 人に対する直接強制は、強制執行の目的が物に対する直接強制では達成できないと認められる場合に限り適用することができる。適用される手段は、その種類と程度において相手方の年齢及び状況に照らし適切なものでなければならない。

○バーデン・ヴュルテンベルク州建築法

第64条 建築中止

- (1) 施設が公法上の規定に違反して建設され、又は除却されるときは、建築法官庁は、当該工事中止を命ずることができる。次に掲げる場合も同様である。
1. 建築計画の施工が、第59条の規定に違反して開始されているとき
 2. 当該施工が、必要となる建築検査(第67条)及び証明(第66条第2項及び第4項)を経ずに、又は部分建築許可(第61条)の範囲を超えて継続されているとき
 3. 建築計画の施工が
 - (a) 付与された建築許可又は同意に係る内容、又は
 - (b) 建築申請書類の提出によって届け出られた内容
と乖離しているとき、ただし、その乖離が第50条の規定により手続を要しない場合はこの限りではない。
 4. 第17条第1項の規定に違反して、CEマーク又はÜマークが表示されていない、又は不正にこれらが表示されている建築用製品が使用されているとき
工事中止命令に対する異議申立て及び取消訴訟の提起は、執行停止効を生じない。
- (2) 建築工事が書面又は口頭によりなされた中止命令に従わずに続行される場合は、建築監督官庁は、建築現場を封印し、又は建築現場に置かれている建築資材、建築部材、建築工具、建設機械及び建築補助具を職権により差し押さえることができる。

第65条 除却命令及び使用の禁止

施設が公法上の規定に違反して建設されているときは、建築監督官庁は、他の方法では合法的な状態とすることができないときは、施設の全部又は一部の除却を命ずることができる。施設が公法上の規定に違反して使用されるときは、当該使用の中止を命ずることができる。

第75条 秩序違反行為

(1) 次の各号に掲げる行為で故意又は過失によるものは、秩序違反行為とする。

1. 第8条第2項第1段の規定に違反して、土地の分割計画を届け出ないこと
2. 第17条第1項第1号の規定に違反して、Ûマークの表示されていない建築用製品を使用すること
3. 第21条の規定に違反して、一般的な建築監督上の許可、一般的な建築監督上の検査済証又は個別の承認を得ずに、建築方式を採用すること
4. 第22条第4項の要件を充たさずに建築用製品にÛマークを表示すること
5. 建築主として、第42条第2項第3段の規定に違反して、届出を義務付けられた除却工事を施工し、又は施工させること
6. 建築設計者として、第43条第2項の規定に違反して、建築主に適任の専門家に依頼するよう指示しないこと
7. 建設業者として、第44条第1項の規定に違反して、秩序ある施工及び建設現場の安全な操業がなされるよう配慮せず、又は必要な証明をせず若しくはその準備をしないこと
8. 建設現場監督者として、第45条第1項の規定に違反して、建設業者の安全な工事の施工手順に関する配慮を怠ること
9. 建築主、建設業者又は建設現場監督者として、第49条の規定に違反して、許可が必要な施設又は設備を許可なく建設し、使用し、又はそれについてさらに必要となる許可を得ずに与えられた許可の内容と乖離して施工すること
10. 建築主又は建設現場監督者として、届け出た建築申請書類の内容と乖離するかたちで施工すること。ただし、その乖離が第50条により届出を要しないものであるときはこの限りでない。
11. 建築主、建設業者又は建設現場監督者として、第59条第1項の規定に違反して、建築許可証明書なしに許可を要する建築計画の施工に着手し、又は建築主として、第59条第2項の規定に違反して、建築を開始し、若しくは建築工事を再開することを全くあるいは適時に通知しないこと、若しくは第59条第3項、第4項又は第5項の規定に違反して、建築工事の施工を開始し、第67条第4項の規定に違反して、事前の検査を経ずに建設工事を施工し、継続し、若しくは建築施設を使用し、若しくは第67条第5項の規定に違反して燃焼設備の運転を開始すること

12. 移設式建物を，第69条第2項の施工許可又は第69条第6項の届出及び検査を経ずに使用すること
- (2) 不正と知りながら次に掲げる行為をすることも秩序違反行為とする。
1. この法律によりなされるべき行政行為をなさせ，又はこれを阻止するために虚偽の届出をし，虚偽の図面又は書類を提出すること
 2. 不正な建築技術上の検査報告を，州建築法手続令第17条第2項及び第3項の規定により提出すること
- (3) さらに，次の各号に掲げる行為で故意又は過失によるものも，秩序違反行為とする。
1. 建築主又は建設業者として，第64条第1項の規定による執行力のある命令に違反すること
 2. この法律に基づいて定められた法規命令又は地域的な建築法規定においてこの過料規定に基づく特定の秩序違反行為が定められているとき，これらの法令に違反すること
- (4) 秩序違反行為には，100,000ユーロ以下の過料を科すことができる。
- (5) 第1項第1号若しくは第2号又は第2項に規定する秩序違反行為に係る物件は，没収することができる。
- (6) 秩序違反法第36条第1項第1号にいう行政官庁は，下級建築法官庁とする。執行上の行政行為が，上級又は最上級の州官庁により発せられたものであるときは，これらの官庁の所管とする。

○ニーダーザクセン州公共安全秩序法

第6章 強制

第1節 作為，受忍及び不作為の強制

第64条 許容性，所管及び法的救済の効力

- (1) 作為の履行，受忍又は不作為の義務を課す行政行為は，当該行政行為が不可争力を得，又は法的救済が執行停止効を生じないときは，強制手段によって強制することができる。
- (2) 強制手段は，次に掲げる場合に該当するため必要な場合で，行政官庁又は警察の権限により行うことができる場合においては，行政行為を先行させずに適用することができる。
 1. 現在の危険を回避するため，特に第6条から第8条までの規定による人に対

する措置が、全く又は適時に実施されえない、若しくはそれが奏功しないとき、又は、

2. 行政官庁又は警察に課せられた、裁判所により命じられた措置を実施すべきとき

相手方に対しては、これを告知しなければならない。第1段第1号の場合においては、代執行の強制手段は、当該代執行の適用によって当該法人の公的任務を妨げることのない限り、第7条の規定により責任のある公法上の法人に対しても適用することができる。

- (3) 強制手段の適用は、行政行為を発出する権限を有する行政官庁又は警察官庁が所管する。行政行為が州の最上級官庁又は特別の行政官庁から発せられている場合は、内務を所管する省が、専門の省と協議して命令により所管を変更することができる。
- (4) 強制手段の戒告又は決定に対する法的救済は、執行停止効を生じない。行政裁判所法第80条第4項から第8項までの規定を準用する。

第65条 強制手段

- (1) 強制手段は、次のものとする。

1. 代執行（第66条）
2. 強制金（第67条）
3. 直接強制（第69条）

- (2) 前項の強制手段は、第70条及び第74条の定めるところにより、戒告しなければならない。

- (3) 強制手段は、刑罰又は過料と併科することができ、また、行政行為に係る義務が履行されるまで、又は他の方法によりその目的が実現されるまで、反復し、あるいは他の強制手段に切り替えて適用することができる。

第66条 代執行

- (1) 他の者が代わって行うことができる作為義務（代替的作為義務）の履行がなされないときは、行政官庁又は警察は、相手方の費用負担により、当該作為を自ら行い、又は他の者にその実施を委託することができる。作為の実施のために付加的に必要な職務行為に係る費用及び立替金は、ニーダーザクセン州行政費用法の定めるところにより徴収される。

- (2) 相手方に対し、当該執行の概算費用額を事前に支払うべきことを命ずることができる。代執行の費用が定められた期日に支払われないときは、当該費用を行政強制手続により強制徴収することができる。概算費用額の強制徴収は、命じられた作為が履行されたときは、中止するものとする。

第67条 強制金

- (1) 強制金は、5ユーロ以上50,000ユーロ以下の範囲で書面により決定する。その算定においては、相手方が行政行為に従わないことにより取得する経済的利益を考慮するものとする。
- (2) 強制金の賦課決定においては、相手方に適当な支払猶予期間を与えなければならない。強制金の強制徴収は、命じられた作為が行われ、又は受忍されるべき措置がなされたときは、中止するものとする。

第68条 代償強制拘留

- (1) 強制金が実効的でない場合においては、強制金の戒告においてその適用が警告されているときは、区裁判所は、行政官庁又は警察の申立てにより、代償強制拘留を命ずることができる。
- (2) 区裁判所の地域管轄については、相手方の居所がある地区を管轄する区裁判所とする。相手方が、ニーダーザクセン州に居所を有していないとき、又は居所を確認することができないときは、申立てを行う行政官庁又は警察官庁が所在する地区を管轄する区裁判所とする。その他については、第19条第4項の裁判所手続が準用される。強制拘留を命ずる裁判所の決定は、確定力をもって有効となる。
- (3) 執行のために必要となる決定は、区裁判所が行政官庁又は警察官庁の申立てにより行う。民事訴訟法第802g条第2項及び第802h条を準用し、その他については、前項の規定を適用する。

第69条 直接強制

- (1) 直接強制は、補助手段及び武器による人又は物に対する有形力の行使である。
- (2) 有形力の行使とは、人又は物に対するあらゆる直接的な有体的作用をいう。
- (3)～(9) (略)

第70条 強制手段の戒告

- (1) 強制手段は、できる限り書面により戒告しなければならない。戒告においては、相手方に義務を履行するための適当な期間を与えなければならない。ただし、受忍又は不作為を強制すべきときは、この期間を定めることを要しない。状況がそれを許さないとき、特に、現在の危険を回避するために即時の強制手段の適用が必要なときは、戒告を行わないことができる。
- (2) 戒告は、作為、受忍又は不作為を命ずる行政行為と併せて行うことができる。法的救済が執行停止効を生じないときは、戒告は行政行為と併せて行わなければならない。
- (3) 戒告においては、特定の強制手段を明示しなければならない。複数の強制手段について戒告するときは、いかなる順序でそれらの強制手段が適用されるかを示さなければならない。
- (4) 代執行を戒告するときは、その戒告において概算費用額を明示しなければならない。
- (5) 強制金は、特定された額により戒告しなければならない。
- (6) 直接強制の戒告については、第74条が補完的に適用される。

第74条 直接強制の戒告

- (1) 直接強制は、その適用の前に戒告をしなければならない。状況がそれを許さないとき、特に、現在の危険を回避するために即時の適用が必要なときは、戒告を行わないことができる。以下（略）
- (2)～(4)（略）

○ニーダーザクセン州建築法

第79条 建築法に違反する状況、建築用製品並びに建築措置及び倒壊の危険ある建築施設

- (1) 建築施設、土地、建築用製品又は建築措置が、公の建築法に違反し、又はそのおそれがあるときは、建築監督官庁は、羈束裁量により、合法的な状態を創出し、又はこれを確保するため必要な措置を命ずることができる。すなわち、同官庁は、次のことができる。
 1. 違法な工事の中止を命じ、必要な工事の実施を命ずること
 2. 不正にCEマーク（第17条第1項第1段第2号）又はÜマーク（第22条第4項）

を表示し、又は必要なCEマーク又はÜマークを表示していない建築用製品を使用している工事の中止を命ずること

3. 第22条の規定に違反してÜマークを表示している建築用製品の使用を禁止し、当該表示を無効とし、又は除去させること

4. 施設の全部又は一部の除却を命ずること

5. 施設の使用を禁止し、特に住宅については居住できない旨を宣告すること

建築監督官庁は、第52条から第56条までの規定により、責任者とされる者に対して命令を発する。ニーダーザクセン州公共安全秩序法の定めるところにより、建築監督官庁は、責任者以外の者に対しても命令することができる。建築監督官庁の命令は、命令の名宛て人の権利承継人に対しても効力を有する。

(2) 建築監督官庁は、第1項に基づく命令の執行のために必要であるときは、建築施設の全部又は一部及び建設現場を封印し、建築用製品、建築工具、建設機械及び建築補助具を差し押さえることができる。

(3) 建築施設が使用されず、倒壊しそうなときは、建築監督官庁は、第56条の規定による責任者に対し、当該建築施設を取り壊し、又は除却することを命ずることができる。ただし、その保存について公共の利益あるいは保護に値する私的利益があるときは、この限りでない。敷地については、第9条第1項第1段及び第2項の規定を準用する。

(4) 建築監督官庁は、第1項及び第3項の規定による命令を発する前に、即時の介入が必要な場合を除き、相手方の意見を聴取する機会を付与しなければならない。

第80条 秩序違反行為

(1) 次の各号に掲げる行為で故意又は過失によるものは、秩序違反行為とする。

1. 第11条第1項又は第2項により必要とされる、仮囲い、警告標識、保安設備又は保安措置なしに建設工事を施工し、又は施工させること

2. 第11条第3項の規定に違反し、建設標識を掲出ししないこと

3. 第17条第1項第1段第1号の規定により必要とされるÜマークの表示されていない建築用製品を使用すること

4. 第21条第1項第1段第1号の規定により必要とされる一般的な建築監督上の許可、第21条第1項第1段第2号の規定により必要とされる個別の承認、又は第21条第1項第2段の規定により必要とされる一般的な建築監督上の検査

済証を得ずに、建築方式を採用すること

5. 第22条第4項の要件を充たさずに建築用製品にUマークを表示すること
6. 第52条第2項第3段又は第4段の規定に違反して、建築監督官庁に対し書面による届出をしないこと
7. 第62条に該当する場合、又は建築監督官庁が当該建設措置を検査していない限りで、第63条又は第64条のいずれかに該当する場合で、建築設計者又は建築専門家が、建築設計が公の建築法に適合すること（第53条第1項及び第2項）について配慮を怠ること
8. 第54条第1項第2段の規定に違反して、書面による証明を提出せず、又は建設現場に備えておかないこと
9. 第55条第1項第1段の規定に違反して、建設措置を監督しないこと
10. 建設措置を、必要とされる建築許可（第59条第1項）を得ることなく、又は建築許可の内容と乖離して実施し、又は実施させること
11. 高層建築物又は建築施設の付属物ではない一部を、第60条第3項により必要とされる届出なしに取り壊し、若しくは除却し、又は高層建築物又は建築施設の付属物ではない一部の取り壊し又は除却を第60条第3項第5段の期間の満了前に開始すること
12. 第62条に規定する建設措置を、第62条第2項第3号又は第4号の規定による確認なしに、又は第62条第8項第3段の規定に違反して実施し、又は実施させること
13. 第62条第9項第1段の規定に違反して、建築措置を建築申請書類と乖離するかたちで施工し、又は施工させること
14. 建設措置を、乖離に係る必要な許可を得ず、又は必要となる例外扱い又は免除（第66条）を受けず、許可された内容、認められた例外扱い又は免除から乖離したかたちで当該措置を実施し、又は実施させること
15. 移設式建物を、
 - a) 第75条第2項により必要とされる施工許可を得ることなく設置すること
 - b) 第75条第5項第1段により必要とされる届出なく設置すること
 - c) 第75条第5項第2段により必要となる使用検査を経ずに使用開始すること
16. 建築施設を、第77条第6項第2段に基づく執行力ある命令に違反して、最終検査の前に使用開始すること

- (2) 建築監督官庁の執行力ある書面による命令で、この法律又はこの法律に基づく規定により発せられ、この過料規定を引用しているものに違反することは、秩序違反行為である。
- (3) この法律に基づいて発せられた命令又は地域的建築規定で、当該命令又は地域的建築規定が、特定の行為についてこの過料規定の適用を定めているものに違反することは、秩序違反行為である。
- (4) 不正と知りながら、この法律による、又はこの法律に基づく規定による行政行為をなさせ、又は阻止するために、不正な届出をし、又は不正な図面又は書類を提出することは、秩序違反行為である。
- (5) 第1項第3号から第5号まで、第7号、第10号から第15号まで及び第3項の規定による秩序違反行為には、500,000ユーロ以下の過料を、その他の秩序違反行為には、50,000ユーロ以下の過料を科すことができる。
- (6) 第1項第3号及び第5号の規定による秩序違反行為については、当該規定に係る建築用製品を没収することができる。この場合においては、秩序違反法第23条の規定を適用する。

○行政裁判所法

第80条

- (1) 異議申立て及び取消訴訟の提起は、執行停止効を生ずる。形成的及び確認的行政行為並びに二重効果的行政行為（80a条）についても同様である。
- (2) 執行停止効は、次の各号に掲げる場合に限り生じない。
 - 1.～3. (略)
 4. 当該行政行為を発した、又は異議申立てについて裁断する権限を有する行政官庁が、公共の利益又は関係人の優越する利益のために、特に即時の執行を命じた場合
- (3) 前項第4号の場合においては、行政行為の即時の執行に係る特別の利益を、書面により理由提示しなければならない。行政官庁が切迫した危険、特に生命、健康又は財産に対する侵害のおそれがあるため、予めそのように明示された緊急措置を公共の利益のために講ずる場合には、特別の理由提示をする必要はない。
- (4)～(8) (略)

○参考資料1：シュト市の強制金戒告書

州都シュト市
建築法課

シュト市
エーベルハルト通り33
70173 シュトウットガルト

州都シュト市建築法課 70161 シュトウットガルト
配達証明付き
(名宛て人住所氏名)

日付：2016年2月16日

強制金戒告

事案：1996年1月5日の決定により許可された多世帯用住宅の変更施工：当該建物の内部及び周辺の建築上の変更，屋階における冬園（筆者注：熱帯植物などを植えたガラス張りの室内庭園）の設置

土地：△△70619 シュトウットガルト・ホイマーデン，土地番号□□

本件：1997年8月25日付け決定

貴殿に対し，州行政執行法20条及び23条に基づき，次の強制金を戒告する。

- a) 屋階の冬園を1997年8月25日の決定に従い，2016年7月31日までに除却しないときは，3,000ユーロの強制金
- b) 当該建物の西側の土地にある溝を，1997年8月25日の決定に従い，2016年7月31日までに埋め戻さないときは，1,000ユーロの強制金
- c) 娯楽室及び機械室に取り付けられた窓を1997年8月25日の決定に従って，2016年7月31日までに取り除かないときは，1,000ユーロの強制金

手数料及び立替金に関する決定は，別の決定通知による（手数料に関する添付書類を参照）。

法的救済に関する教示

この決定に対しては，その通知から1月以内に書面又は州都シュト市建築法課エーベルハルト通り33，70173シュトウットガルトにおける口述記録により異議申立てを行うことができる（行政裁判所法68条～70条）。異議申立ては，州行

政執行法12条の定めるところにより、執行停止効を生じない。

担当者名

添付書類：

理由に係る添付書類

手数料決定に係る添付書類

作成：(マスキング)

理由

(2016年2月16日付けの決定に関するもの)

強制金戒告の理由：

1997年8月25日付けの決定により、多世帯住宅の施工変更に関する建築申請は拒否された。当該決定のⅡにより、許可なく建築された冬園は除却され、当該建物の西側の土地の溝は埋め戻されなければならない。さらに、娯楽室及び機械室に取り付けられた窓は取り除かれなければならない。1996年1月5日付けの建築許可に適合した採光抜けの取り付けは、貴殿に引き継がれる。

当該決定に対して提起された異議申立ては、シュト市最高幹部会の2014年10月15日付け決定により棄却された。異議申立決定は、〇〇に送達された。貴殿は、権利承継人として、1997年8月25日付けの決定に係る義務及び2014年10月15日付けの異議申立決定の内容を承継する。貴殿は、シュト市最高幹部会の情報提供の後、電話により担当官とコンタクトしており、当該異議申立決定を了知したと認められる。さらに、貴殿は、2015年2月19日に異議申立決定の手数料を支払っている。

訴訟は提起されなかったため、1997年8月25日の決定は確定力を生じた。貴殿は、決定書のⅡに記載された義務を履行しなければならない。2015年9月7日付けの書面により、当方は貴殿に対し、求められた措置を遅くとも2015年12月31日までに実施するよう要請した。この書面に対する貴殿の対応は、全くなされていない。貴殿は、1997年8月25日付けの決定により命じられた義務を現在に至るまで履行していない。このことは、2016年2月12日に行われた現地見分により確認されている。

命じられた措置の実現は、公の秩序を確保するため、また、命令が履行されない場合の悪影響に鑑み断念することはできない。それゆえ、貴殿に対し、1974年3月12日（法律公報93頁の）州行政執行法18条から20条まで及び23条から26条までの規定により、強制執行手続が開始される。適用可能な強制手段のうちから、本件においては、強制金が選択される。その理由は、強制金が貴殿及び公共に対する侵害を最小限にするものと見込まれるからである。それぞれの義務について戒告された強制金の額は、相当性を欠くものではない。

義務履行のために設定された猶予期間は、相当なものであり十分である。必要となる建築物の一部の除却及びそれにより必要となる建築工事によって生ずる経済的不利益は、貴殿自身の負担に帰せられる。当該経済的不利益のため、命じられた措置の実施が断念されることはなりえない。強制金が実効性を発揮できない場合には、行政裁判所により強制拘留が命ぜられることがあることを、貴殿に警告する。

○参考資料2：シュト市の強制金賦課決定書

州都シュト市
建築法課

シュト市
エーベルハルト通り33
70173 シュトウットガルト

州都シュト市建築法課 70161 シュトウットガルト
配達証明付き
(名宛て人住所氏名)

支払番号：
支払及び問い合わせには、
支払番号を明示されたい。

日付：2015年12月14日

強制金賦課決定

事案：建築上の欠陥，防火上の欠陥

土地：△△70372 シュトウットガルト・パート カンシュタット，土地番号□□

州行政執行法23条に基づく強制金賦課決定

貴殿に対し，州行政執行法20条及び23条に基づき，10,000ユーロの強制金を賦課決定する。加えて，強制執行費用法8条に基づき，手数料として3.45ユーロを決定する。これにより，総額10,003.45ユーロを，上掲の支払番号を付記して支払うことを求める。

添付されている理由は，この決定の一部を構成する（理由に関する添付書類を参照されたい。）。

当方は，貴殿自身の利益のために，当該賦課金を遅滞なく支払うように対応されることを要請する。これが行われなければ強制金は強制徴収されることとなるからである。

支払命令

強制金は，この決定の送達から2週間以内に，シュト市会計課に支払わなければならない。貴殿は，上掲の支払番号を付記して，次掲の口座に振り込まれたい。

(口座番号ほか)

シュマーレ通り 13, 70173 シュトゥットガルト

期限までに支払われないときは、さらなる督促なしに強制徴収手続が開始される。

法的救済に関する教示

この決定に対しては、その通知から1月以内に書面又は州都シュト市建築法課エーベルハルト通り 33, 70173 シュトゥットガルトにおける口述記録により異議申立てを行うことができる（行政裁判所法68条～70条）。異議申立ては、州行政執行法12条の定めるところにより、執行停止効を生じない。従って、これによって強制金の徴収は妨げられない。

添付書類：

理由に係る添付書類

作成：（マスキング）

理由

（2015年12月14日付けの決定に関するもの）

強制金賦課決定の理由：

2015年10月21日付けの決定により、貴殿に対し次の命令がなされた：遅くとも、2015年12月5日までに、シュトゥットガルト・パート カンシュタット所在の当該建物の全体的な電力供給設備を新たに設置し、それが適切に施工されているかを専門家に確認させること。

このことは、現在にいたるまでなされていない。それゆえ、戒告された強制金は、賦課決定される。

○参考資料3：シュト市の違法建築工事中止命令書&封印措置戒告

州都シュト市
建築法課

シュト市
エーベルハルト通り33
70173シュトウットガルト

州都シュト市建築法課 70161 シュトウットガルト
配達証明付き
(名宛て人住所氏名)

日付：2016年1月21日

建築中止命令

名宛て人： ○○殿 (住所)

事案：ガレージ付き2戸建て住宅の建築

土地：△△70599 シュトウットガルト-ビルクアッハ，土地番号□□

1. 州建築法47条及び64条の規定に基づき，貴殿に対し本件建物の屋階の建築工事を直ちに中止することを命ずる。
 2. 建築工事が続行される場合には，貴殿に対し，州建築法64条2項並びに州行政執行法2条，19条，20条及び26条に基づき，封印措置を講ずることを戒告する。
 3. 州建築法47条に基づき，貴殿に対し，開始された建築行為を審査するために必要となる書類（建築申請書）を2部作成して建築法課に提出することを命ずる。
- 添付された理由は，この決定の一部を構成する（理由に係る添付書類を参照されたい）。
- 手数料に関する決定は，独立した決定書による（手数料に係る添付書類を参照されたい）。

法的救済に関する教示

この決定に対しては，その通知から1月以内に書面又は州都シュト市建築法課エーベルハルト通り33，70173シュトウットガルトにおける口述記録により異議申立てを行うことができる（行政裁判所法68条～70条）。

1. 及び2. の命令は，法律により，即時に執行されるものとする（州建築法64条1項3段及び州行政執行法12条）。このため，この命令に対して提起される

異議申立ては執行停止効を生じない。

(担当者名)

添付書類：

理由に係る添付書類

手数料決定に係る添付書類

正本及び副本作成者

(マスキング)

理由

(2016年1月21日付けの決定に関するもの)

建築中止命令の理由：

2016年1月19日に実施された建築監査において、2015年3月3日付けの建築許可及び2015年8月18日付けで許可された施工変更からの著しい乖離が確認された。当該建築物の屋階（筆者注：屋根の部分に設けた最上階）は、約90cm広く施工されていた。これにより、建築計画に係る二つの避難通路が狭隘化されていた。この許可を要する建築工事については許可申請もなされておらず、必要な建築法上の許可も付与されていなかった。この改修状況は書類により記録された。

州建築法64条1項3号によれば、建築監督官庁は、建築計画の施工において付与された許可内容からの乖離が認められ、この乖離について必要となる許可がなされていないときは、建築工事の中止を命ずることができる。本事案はこの場合に該当する。開始された建築工事の実体的適法性が詳細な審査により確認されていないため、建築中止を命ずるものである。

建築中止命令の即時の執行は、2010年の州建築法64条1項3段により行われる。これにより、本建築工事中止命令に対する異議申立て及び取消訴訟は、執行停止効を生じない。

不作為義務を強制するため、貴殿に対し、封印措置の実施を戒告する。その理由は、当該強制手段は法律により認められ、本件においては、さらなる工事を阻止するために最も効果的であるからである。強制金は、本件においては実施困難である。

屋階においてなされている変更が許可しうるかを審査することができるよう、現在の建築状況を明示し、今後の建築計画が予測できるような建築申請書類が提出されなければならない。当該書類においては、特に、二つの避難路の施工がどのようになされるのかが明示されなければならない。

州建築法75条の違反に係る過料手続の開始は保留する。

決定された手数料の額は、発生した行政経費に照らし適正である。

○参考資料4：シュト市の代執行戒告付命令書

州都シュト市
建築法課

シュト市
エーベルハルト通り33
70173 シュトウットガルト

州都シュト市建築法課 70161 シュトウットガルト
配達証明付き
(名宛て人住所氏名)

日付：2010年10月5日

命 令

建築事案：〇〇の建物の庭園の隣接地境界付近の溝

土地：△△70439 シュトウットガルト・シュタムハイム，土地番号□□

について，次のとおり決定する。

1. 貴殿に対し，上掲土地の後方部分に位置する建物の隣接地との境界付近の敷地にある溝について，保持支柱の設置その他の措置を講ずることにより，当該敷地部分において転落や滑落を継続的に防止する安全確保対策を行うことを命ずる。
2. 行政裁判所法80条2項4号により，1. の義務については，即時の執行を命ずる。
3. 州行政執行法2条，19条及び20条の規定に基づき，当該敷地部分における安全確保対策が，遅滞なく，遅くとも2010年10月20日までに実施されないときは，代執行の適用を戒告する。

●添付された理由は，この決定の一部を構成する（理由に係る添付書類を参照されたい。）。

●手数料に関する決定は，独立した決定書による（手数料に係る添付書類を参照されたい。）。名宛て人が複数であるときは，当該名宛て人は決定された手数料の連帯債務を負う。

法的救済に関する教示

この決定に対しては、その通知から1月以内に書面又は州都シュト市建築法課エーベルハルト通り33, 70173シュトゥットガルトにおける口述記録により異議申立てを行うことができる(行政裁判所法68条～70条)。

即時の執行の命令により、この命令の1. に対してなされる異議申立ては執行停止効を生じない。当該命令の強制は、法律により、即時に執行される(州行政執行法12条)。それゆえ、この命令に対してなされる異議申立ては、執行停止効を生じない。

(担当者名)

理由

(2010年10月5日付けの決定に関するもの)

命令の理由：

当該建物の後方に、2007年に基礎溝が掘られた。この基礎溝は、隣接地との境界に直接接していた。この事実により、当該敷地部分は、隣接する土地に対してもはや十分な安定性を確保していない。土地の保全のため、その当時、保持支柱が設置された。しかし、現時点では、この隣接地に対する保持支柱は再び撤去され、さらなる基礎溝が掘られている。その結果、隣接する土地に接している当該敷地部分及び隣接地にあるテラスに必要な支えが失われており、貴殿の土地に掘られている空洞の中に崩れ落ちるといふ、新たな危険が生じている。

当該敷地部分の崩落により、隣接地の建物に被害が生じうるばかりでなく、直接当該基礎溝に接している隣接地のテラスが滑落し、ちょうどそこにいる人が当該基礎溝に引きずり込まれる可能性もある。これにより、人の生命及び健康に対する危険が生じている。

この基礎溝により、州建築法13条1項に対する違反が生じている。というのも、いかなる建設工事の施工によっても、他の建築施設の安定性及び隣接する土地の敷地の支持力を損なってはならないからである。しかしながら、当該基礎溝により、隣接する土地の敷地の支持力が失われ、建築施設としてのテラスがその中に崩落する危険が生じている。

州建築法47条により、建築法官庁は、州建築法1条の施設及び設備の建設及

び除却に関する建築法の規定及び他の公法上の規定が遵守されているか、また、これらの規定に基づいて発せられた命令が履行されているかを監督しなければならない。そのために、建築法官庁は、羈束裁量により必要となる措置を講じなければならない。

隣接する土地の敷地部分の崩落及びそれによって生じうる物的・人的被害を回避するために、行政介入が必要となる。命じられた措置、すなわち、隣接地の十分な保持は、少なくとも隣人及び公共の安全に係る利益を勘案して十分なものとして定められており、適切なものである。義務者の権利をより少なく侵害する代替的措置は、見当たらない。当然のことながら、掘削された空洞部分を再び埋め戻し、あるいは十分な安定性を確保する土留め擁壁を（場合によっては必要となる許可を得た上で）建設することは、義務者の自由である。

十分な保持支柱の設置は、厳しい経済的状況においても、危険にさらされている保護法益を考慮すれば、過大なものとはいえない。また、現在でも、どのように掘削された空洞を埋め戻し、隣地の最終的な安定性を確保するかは、見極められていない。その際、同官庁が、人の生命及び健康に対する危険をもたらす違法な状況に対抗することは、合法的である。むしろ、本件においては、行政介入が必要であり、結果的に裁量の余地はゼロに収縮している。

当該土地建物の所有者として、貴殿は当該土地を合法的な状況にする責任を有する（状況妨害者）。妨害者及びこの命令の名宛て人としては、△△も同様であり、同人は、従前設置されていた、隣接地の保全のための支柱及び横木を撤去している（作為妨害者）。

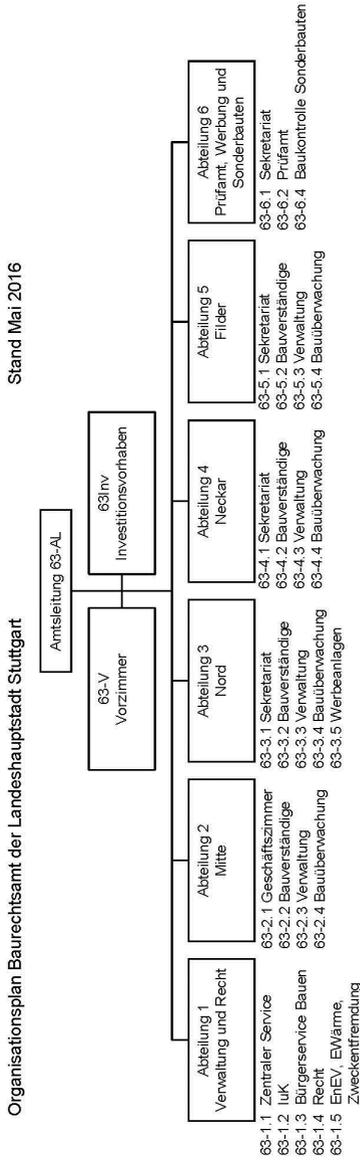
行政裁判所法80条1項により、この命令に対する異議申立ては、執行停止効を生ずる。行政裁判所法80条2項4号により、即時の執行の命令によって、異議申立てがなされても、執行停止効は生じず、命じられた措置は直接的に実現されることができる。

即時の執行の命令は、建物の被害のみならず、人も滑落し、崩落する土塊によって被害を受けるような危険な状況のもとでは、公共の利益のために必要となる。この命令に対して提起される異議申立てによって執行停止効が生じ、その結果、必要な措置の実施が妨げられ、物や人に対する危険が除去されないことは容認しえない。

当該措置の緊急性に鑑みれば、本事案の状況からは、代執行が危険な状態を最も早く除去するためにふさわしい強制手段であり、それゆえに、当該強制手

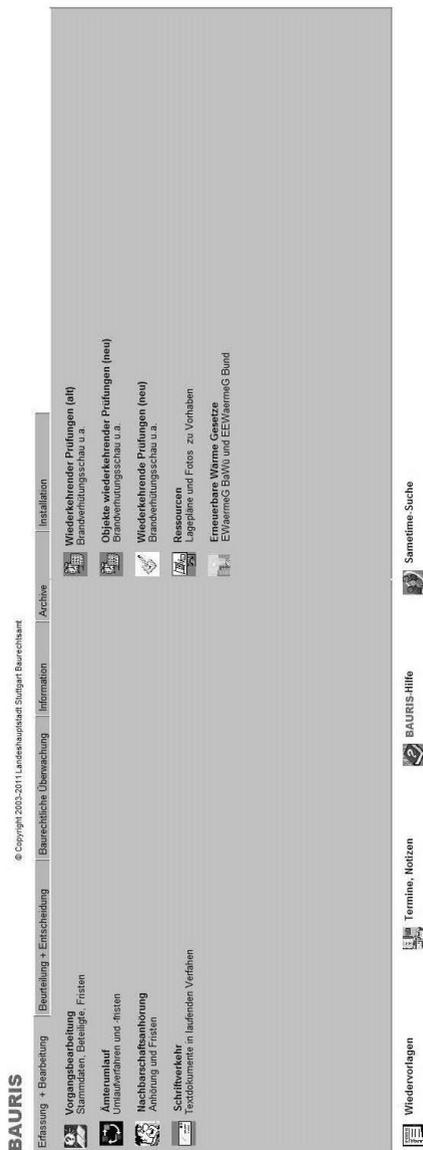
段が建築法官庁により、羈束裁量権の行使によって選択された。本件で明らかとなった事情からすれば、強制金の戒告及び賦課決定は、奏功しないと見込まれた。強制金は強制徴収され得ず、また、それが義務者らをして、実現が目指されている措置を実施させる契機となり得ないことが懸念される。これに対し、建築法官庁による代執行は、貴殿が遅滞なく、遅くとも2010年10月20日までに必要な措置を実施しないときは、同官庁が自ら発注し、義務者らの費用負担により早期に実施させることが可能である。これにより、問題となっている危険な状況においては、当該強制手段により、必要な成果が達成される。強制金の（場合によっては複数回の）戒告及び賦課決定では、天候やそれが隣地の地面の安定性に及ぼす影響も勘案すれば、当該措置が実施されるまでに、多くの時間が失われると見込まれる。当該強制手段を選択する判断過程においては、□□による電話の回答内容も勘案されている。すなわち、当該措置を建設業者に請け負わせるための資金が（換言すれば、強制金を支払うための資金も）ないとのことであった。代執行の費用は、概算見積もりで、約600～800ユーロにのぼり、本命令の名宛て人が負担すべきものとなる。貴殿の義務は公共の安全の確保のため、代執行により行政庁によって強制的に履行されることとなりうる。

○ 参考資料 5 : シュト市建築法課組織図



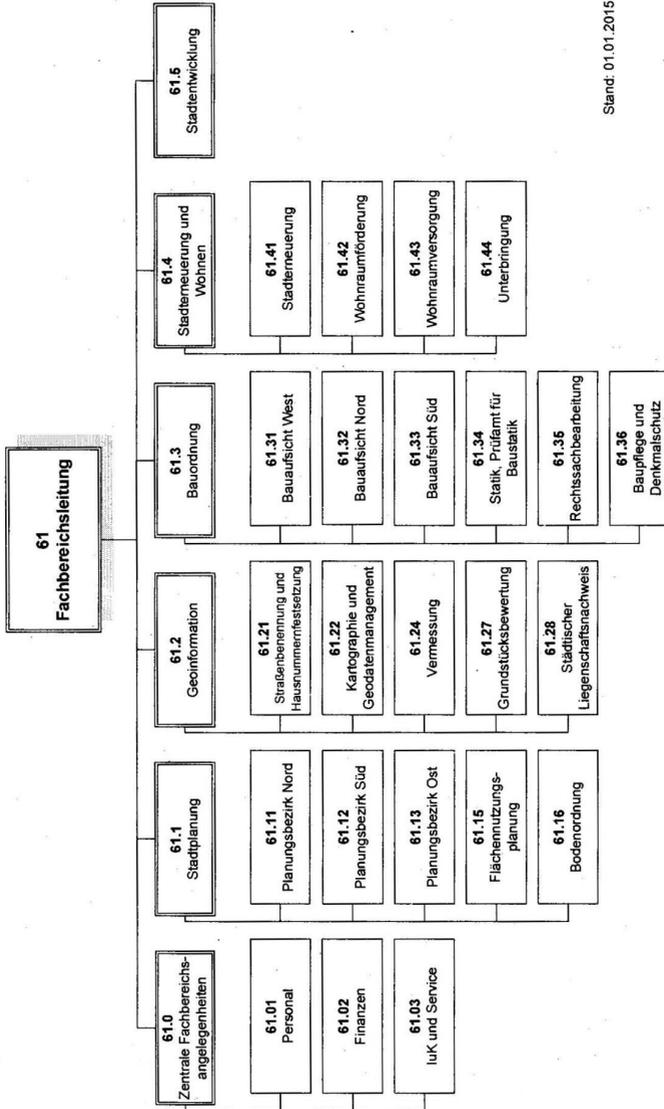
(シュト市建築法課提供)

○参考資料6：シュト市 /BAURIS のメインメニュー画面



(シュト市建築法課提供)

OE 61 – Fachbereich Planen und Stadtentwicklung



Stand: 01.01.2015

(ハノ市建築秩序課提供)